

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 5-40・6F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

December, 2012

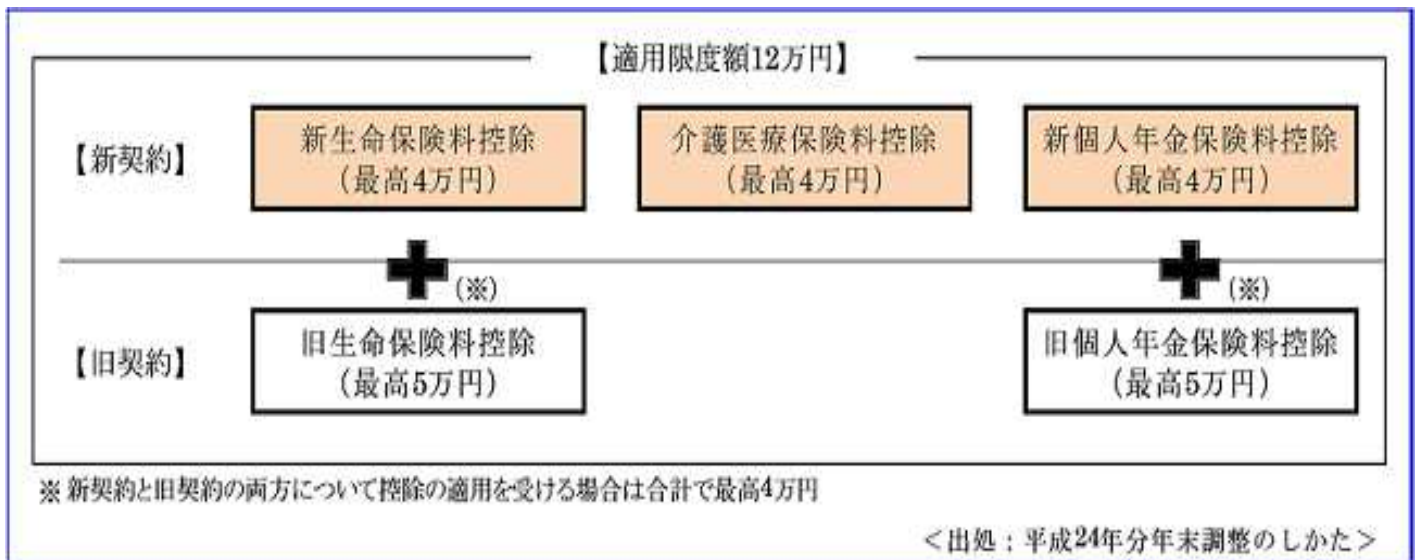
なごみ便り

www.101dog.co.jp

平成24年からの年末調整改正事項の確認を！

平成22年度の税制改正において生命保険料控除が改正され、介護医療保険料控除（適用限度額4万円）が新たに設けられ、控除枠が3つになりました。また、昨年分（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）までは合計適用限度額は10万円でしたが、新契約分（平成24年1月1日以降に契約した保険契約等）から合計適用限度額が12万円（おのこの控除の適用限度額が4万円）になりました。

【生命保険料控除に関する改正ポイント】



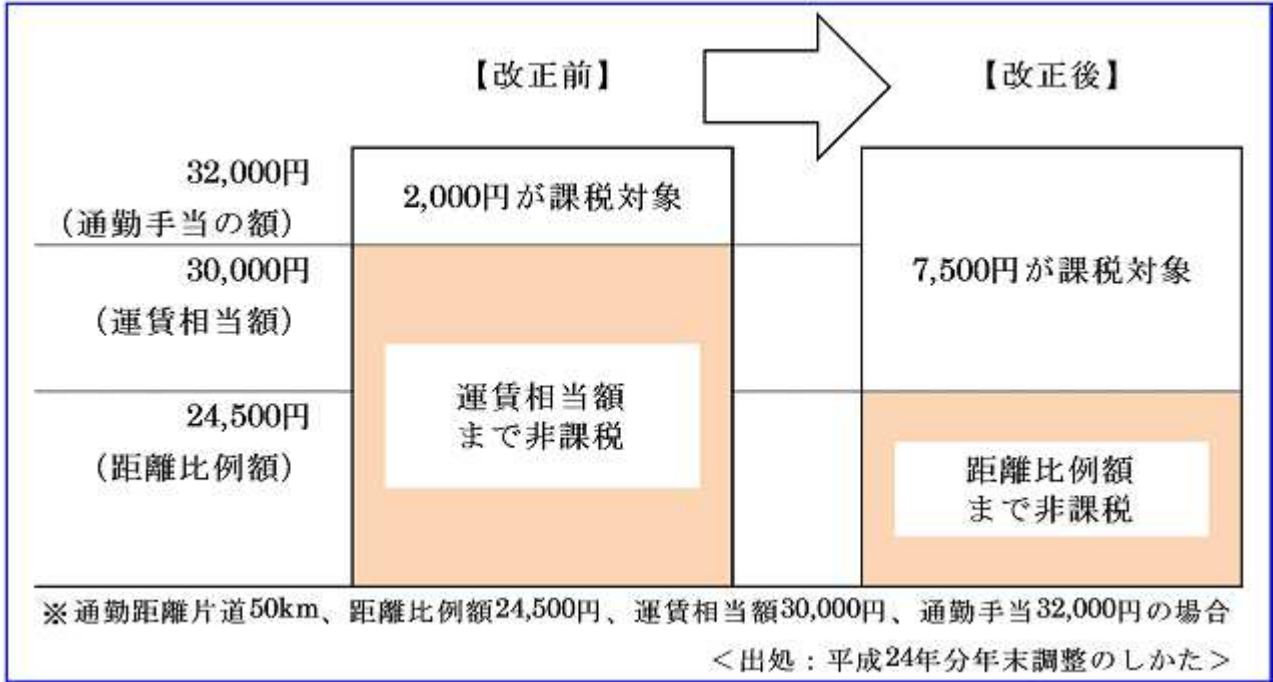
なお、この改正は平成24年分の所得税から適用になります。

自動車等の交通用具を使用して通勤する、いわゆる自家用車通勤者が受ける通勤手当は、通勤距離に応じて1か月あたり一定の金額（以下「距離比例額」という）までが非課税とされており、さらに運賃相当額が距離比例額を超える場合には、運賃相当額（最高限度：月額10万円）までが非課税とする措置が設けられていました。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

この運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額までが非課税とされる措置が廃止になりました。このため、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合には、その距離比例額を超える金額については課税の対象となりました。

【自家用車通勤者が受ける通勤手当に関する改正ポイント】



なお、この改正は平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当から適用になります。

区分	納期限
平成24年7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税	(改正前：翌年1月10日) 平成25年1月20日は日曜日のため、その休日明けの日(月曜日)が納期限となります。

注) 「納期の特例」の承認を受けていない源泉徴収義務者の納期限については、その源泉徴収義務者が平成24年12月に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限は平成25年1月10日です。

(宗田・本岡)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載致しますのでぜひ挑戦してみてください!

Q. タクシーを止める時は、手を挙げて止めますが、山本さんは手が不自由でもないのに、足で止めるそうです。一体どうして?